

## 第 27 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 3 月 9 日（金） 9 時 29 分～10 時 20 分

2. 開催場所 平川市役所尾上分庁舎 3 階 委員会室

3. 出席農業委員 (14 名)

1 番委員	古川 榮	2 番委員	角田 晃一	3 番委員	三浦 良孝
4 番委員	丹代 純嗣	5 番委員	欠	6 番委員	小山内 知寛
7 番委員	今井 文雄	8 番委員	欠	9 番委員	今井 龍美
10 番委員	福士 弘	11 番委員	欠	12 番委員	大川 哲彌
13 番委員	山口 知治	14 番委員	白戸 昭夫	15 番委員	葛西 雅博
16 番委員	欠	17 番委員	齋藤 久嗣	18 番委員	欠番
19 番委員	三浦 勝志				

4. 欠席農業委員 (4 名)

5 番委員	佐藤 徳樹	8 番委員	小田桐 志賀子	11 番委員	齋藤 美也子
16 番委員	柴田 博明				

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (8 名)

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	今井 三男	平賀-3	七戸 茂春
平賀-4	工藤 勉	平賀-5	谷川 信秀	尾上-1	小野 良
尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一		

6. 出席事務局職員 (4 名)

事務局長補佐	小田桐 功幸	碓ヶ関支局長補佐	工藤 和彦	農地係長	中嶋 一朗
農地係主査	齋藤 拓生				

7. 議事日程等

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 議事録署名者並びに説明者の指名

第 4 書記の指名

第 5 上程議案

議案第 108 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 109 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 110 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

- 議案第 111 号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第 68 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告第 69 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 70 号 使用貸借合意解約書の受理について

## 第 6 閉会

### 8. 会議の概要

・会長あいさつ (省 略)

・農業委員会憲章  
唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 9 時 27 分]

議長 (山口 知治) これより第 27 回総会を開会いたします。  
只今の出席委員は、18 名中 14 名です。  
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。  
会期についてお諮りいたします。  
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。  
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、議長より指名いたします。  
15 番葛西委員、17 番齋藤委員の両名にお願いいたします。  
議案説明のため、農地利用最適化推進委員、小田桐事務局長補佐、  
工藤碓ヶ関支局長補佐、中嶋農地係長、齋藤主査の出席を求めました。  
書記には、中嶋農地係長を採用いたします。  
本日の議案は、お手元に配布してある議案第 108 号から議案第 111  
号まで 4 件、ほかに報告が 3 件でございます。  
それでは、議案第 108 号を議題とし、事務局より説明を求めます。

(議案第 108 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地法第 3 条調査書」と合わせてご覧ください。

3 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 7 件、面積 17,240 平方メートルで、田 8 筆 8,909 平方メートル、畑 14 筆 8,331 平方メートルとなっています。

6 ページをご覧ください。

今回の賃貸借権設定は件数が 11 件、面積 72,945 平方メートルで、田 23 筆 68,589 平方メートル、畑 2 筆 4,356 平方メートルとなっています。

8 ページをご覧ください。

今回の使用貸借権設定は件数が 5 件、面積 72,098 平方メートルで、田 9 筆 18,364 平方メートル、畑 24 筆 53,734 平方メートルとなっています。

それでは、2 ページをご覧ください。

今回の 3 条所有権移転の申請事由は、整理番号 133 番は、譲渡人の子への贈与です。

整理番号 134 番から 138 番は、譲受人の経営拡大による売買です。

整理番号 139 番は、譲受人の耕作便利による売買です。

売買価格は、

整理番号 134 番	総額	50,000 円	10 アール当たり	121,065 円
------------	----	----------	-----------	-----------

整理番号 135 番	総額	50,000 円	10 アール当たり	39,401 円
------------	----	----------	-----------	----------

整理番号 136 番	総額	500,000 円	10 アール当たり	201,939 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 137 番	総額	100,000 円	10 アール当たり	183,824 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 138 番	総額	573,600 円	10 アール当たり	200,000 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 139 番	総額	50,000 円	10 アール当たり	132,275 円
------------	----	----------	-----------	-----------

となっています。

次に、4 ページの賃貸借権設定です。

今回の 3 条賃貸借権設定の申請事由は、整理番号 249 番から 255 番は、借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

整理番号 256 番から 259 番は、農業経営基盤強化促進法から 3 条への再設定です。

なお、整理番号 252 番は、38 ページ整理番号 85 番と関連する案件です。

次に、7 ページの使用貸借権設定です。

今回の 3 条使用貸借権設定の申請事由は、整理番号 58 番、59 番は、借受人の経営拡大による使用貸借権設定です。

整理番号 60 番は、経営移譲年金に係る再設定です。

整理番号 61 番は、貸付人の子の妻への経営移譲です。

整理番号 62 番は、貸付人の子への経営移譲です。

なお、整理番号 59 番は、41 ページ整理番号 59 番と関連する案件です。

また、使用貸借とした理由は、親族間での貸借のためとの事です。

今回、申請のあった案件については農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

所有権移転の整理番号 133 番、使用貸借権設定の整理番号 60 から 62 番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

それでは、平賀-5、谷川推進委員から、所有権移転の整理番号 134 番の報告をお願いします。

平-5 谷川推進委員

所有権移転の整理番号 134 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、9 番、今井委員から、所有権移転の整理番号 135 番の報告をお願いします。

9 番今井委員

所有権移転の整理番号 135 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、6 番、小山内委員から、所有権移転の整理番号 136、137 番の報告をお願いします。

6 番小山内委員

所有権移転の整理番号 136、137 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、所有権移転の整理番号 137 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、4 番、丹代委員から、所有権移転の整理番号 138 番の報告をお願いします。

4 番丹代委員

所有権移転の整理番号 138 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、7 番、今井委員から、所有権移転の整理番号 139 番の報告をお願いします。

7 番今井委員

所有権移転の整理番号 139 番について、現地を確認してきました。

譲受人の耕作便利による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、6 番、小山内委員から、賃貸借権設定の整理番号 249 番の報告をお願いします。

6 番小山内委員

賃貸借権設定の整理番号 249 番について、本人立会いのもと、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は農地所有適格法人で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農

に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

また、もともとりんご畑で、根が残っていたのですが、借受人の方で処理するとのことでした。

以上です。

議長

次に、4番、丹代委員から、賃貸借権設定の整理番号250番の報告をお願いします。

4番丹代委員

賃貸借権設定の整理番号250番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、2番、角田委員から、賃貸借権設定の整理番号251、252番の報告をお願いします。

2番角田委員

賃貸借権設定の整理番号251番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市外の農地所有適格法人の認定農業者で、市内の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号252番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、賃貸借権設定の整理番号253番は、8番、小田桐委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。

齋藤主査

8番、小田桐委員より、現地調査の結果報告を受けておりますので、事務局より報告いたします。

賃貸借権設定の整理番号253番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います、との事です。

以上です。

議長

次に、尾上-2、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 254 番の報告をお願いします。

尾-2 葛西推進委員

賃貸借権設定の整理番号 254 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、1 番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号 255、256 番の報告をお願いします。

1 番古川委員

賃貸借権設定の整理番号 255 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号 256 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、碓ヶ関、平山推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 257 番から 259 番の報告をお願いします。

碓-平山推進委員

賃貸借権設定の整理番号 257 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号 258、259 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、6 番、小山内委員から、使用貸借権設定の整理番号 58 番の報告をお願いします。

6 番小山内委員

使用貸借権設定の整理番号 58 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

借受人は農地所有適格法人で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農の取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

現地確認時は土が多少盛り上がっている状態でしたが、4 月中にはならしてしまうそうです。

以上です。

議長

次に、17 番、齋藤委員から、使用貸借権設定の整理番号 59 番の報告をお願いします。

17 番齋藤委員

使用貸借権設定の整理番号 59 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。

それでは、議案第 108 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 108 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



議長

異議ないものと認め、議案第 108 号について、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 109 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 109 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。

10 ページをご覧ください。今回の 4 条転用許可申請は件数が 2 件、面積 261 平方メートル、田 1 筆 189 平方メートル、畑 1 筆 72 平方メートルです。

なお、整理番号 9 番は、議案第 110 号の 5 条転用許可申請の整理番号 22 番と同一目的の案件です。

はじめに、整理番号 9 番から説明いたします。

整理番号 9 番は 11 ページが位置図、12 ページが案内図、13 ページが土地利用計画図です。

申請地は、市役所尾上支所から南へ約 900 メートルに位置する、新屋町集落内の農地です。

申請者は現在、申請地に隣接する住宅に居住する方で、転用目的は車庫兼作業小屋です。

この案件については、申請者から相談を受け、現地確認等を行ったところ、申請地が農地であることとすでに建物が建てられていることが判明したため、転用許可申請をするように指導したもので、始末書も提出されています。

農地区分については、申請地を含めて一団で存在する農地を分断する要因が見当たらず、一団の農地の規模が 10 ヘクタール以上であることから、第一種農地に該当すると思われます。

第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」は例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、追認で許可することもやむを得ないものと考えられます。

続いて、整理番号 10 番について説明いたします。

整理番号 10 番は 14 ページが位置図、15 ページが案内図、16 ページが土地利用計画図です。

申請地は、弘南鉄道館田駅から北へ約 420 メートルに位置する苗生松集落内の農地です。

申請者は市外在住の方で、転用目的は普通住宅の建築です。

この案件についても、申請者から相談があり、現地確認を行ったところすでに建物が建てられていることが判明したため、転用許可申請をするように指導したものです。

なお、詳細な時系列まではわかりませんが、代理人への聞き取り及び固定資産税担当課に確認したところによると、既存の建築物は、申請者の亡き父が取得する前から存在することが判明し、申請者には特に過失が見当たらないため、始末書の提出は求めませんでした。

農地区分については、前述のとおり、申請地の周辺おおよそ 500 メートル以内に鉄道の駅が存在することから、第二種農地に該当するものと思われま

す。第二種農地においては、申請地以外に代わりとなりうる土地が存在すると原則不許可となりますが、日常生活上必要な施設を既存の集落に隣接して設置する場合には、代わりとなりうる土地が存在しても、例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われま

す。また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、追認で許可することもやむを得ないものと考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査は、4 番丹代委員、5 番佐藤委員が立ち会いました。

4 番丹代委員より、補足説明がありましたらお願いします。

4 番丹代委員

整理番号 9 番について、3 月 1 日に現地を確認してきました。

今回の申請地は、市役所尾上支所から南へ約 900 メートルに位置する、新屋町集落内の農地です。

転用目的は車庫兼作業小屋の建築とのことで、現地では申請者ご本人に立ち会っていただくことができました。

他法令の許可などについても許可の見込みを得ております。

先ほど事務局の説明にありましたが、本件は申請者から相談を受けた際に無断転用が判明し、指導を行った案件です。

本件の農地区分は第一種農地に該当し、一般基準も満たしております。

また、始末書が提出されていることなども考えると、追認許可もやむを得ないものと思われま

す。次に、整理番号 10 番について、3 月 1 日に現地を確認してきました。

今回の申請地は、館田駅から北へ約 420 メートルに位置する、苗生松集落内の農地です。

転用目的は普通住宅の建築とのことで、現地では申請者ご本人に立ち会っていただくことができました。

本件に関しては、他法令の許可などについては特に求められていません。

先ほど事務局の説明にありましたが、本件は申請者から相談を受けた際に無断転用が判明し、指導を行った案件です。

本件の農地区分は第二種農地に該当し、一般基準も満たしております。

申請者に特に過失がないことから、追認許可もやむを得ないものと思われま

す。

以上です。

議長

それでは、議案第 109 号について、質疑、ご意見を求めます。

尾-2 小野推進委員

整理番号 9 番について、道路側の隣接地も申請者の所有地なのか。

齋藤主査

道路側の隣接地も申請者の所有地で、建物は借家として貸しているとの事です。

尾-2 小野推進委員

わかりました。

9 番今井委員

申請地の南側の隣接地についても今回の総会に上がっていますが、合わせて説明してもらうことはできますか。

齋藤主査

南側の隣接地については、申請者でない方の所有地のため、あくまでそれぞれ農地法第 4 条と第 5 条の案件なので、別で作成しております。

9 番今井委員

わかりました。

議長

ほかに質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 109 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 109 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。

次に、議案第 110 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 110 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。

18 ページをご覧ください。

今回の 5 条転用許可申請は件数が 5 件、面積 1,854 平方メートル、田 2 筆 516 平方メートル、畑 3 筆 1,338 平方メートルです。

なお、整理番号 22 番は、議案第 109 号の 4 条転用許可申請の整理番号 9 番と同一目的の案件です。

また、整理番号 23 番から 26 番は、以前農振除外申請が行われ、委員全員で現地を確認したことがあり、事前に事務局で現地を確認したところ、特に変化はなかったため、農業委員による現地調査は省略し、事務局より説明いたします。

それでは、はじめに整理番号 22 番の案件から説明いたします。

整理番号 9 番は 19 ページが位置図、20 ページが案内図、21 ページが土地利用計画図です。

申請地は、市役所尾上支所から南へ約 900 メートルに位置する、新屋町集落内の農地です。

申請者は現在、申請地に隣接する住宅に居住する方で、転用目的は車庫兼作業小屋です。

第三者間の所有権移転となります。

農地区分及び一般基準については、4 条転用許可申請の整理番号 9 番と同様で、許可基準を全て満たしているものと判断し、追認で許可することもやむを得ないものと考えられます。

続いて、整理番号 23 番の案件を説明いたします。

整理番号 23 番は 22 ページが位置図、23 ページが案内図、24 ページが土地利用計画図の地番及び周辺状況図、25 ページが土地利用計画の配置図です。

申請地は町居保育園から南東へ約 170 メートル、ひらかドームから北東へ約 400 メートルに位置する町居集落内の農地です。

申請者は、申請地から水路を挟んだ隣接地において有料老人ホームなどの社会福祉施設を運営している法人で、転用目的は、職員等駐車場及び災害時避難場所の設置です。

第三者間の所有権移転となります。

平成 29 年 1 月に、今回の申請地の隣接地における農地転用申請に関して許可を受け、許可を受けた場所の利用を始めたものの、まだスペースが不足しているとのことで、平成 29 年 9 月に再度農振除外の申請を行い、今年 1 月に農振除外がされたため、今回の申請に至りました。

農地区分については、申請地を含めて一団で存在する農地を分断する要因が見当たらず、一団の農地の規模が 10 ヘクタール以上であることから、第一種農地に該当すると思われます。

第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、「既存施設の敷地面積の 2 分の 1 以内の拡張」については例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、事前に現場を調査し、提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

続いて、整理番号 24 番から 26 番については、いずれも同一目的の案件であるため、図面及び説明についても一括でまとめました。

整理番号 24 番から 26 番は 26 ページが位置図、27 ページが案内図、28 ページが土地利用計画図です。

申請地は、猿賀小学校及びはすねこども園の隣に位置する猿賀集落の外れの農地です。

申請者は、申請地の隣接地においてこども園を経営する社会福祉法人で、転用目的は放課後児童クラブ施設の建築です。

平成 29 年 4 月に農振除外の申請を行い、同年 10 月に農振除外がされたため、今回の申請に至りました。

いずれの案件についても、第三者間の所有権移転となります。

農地区分については、整理番号 23 番の案件と同様の理由で、第一種農地に該当すると思われます。

この申請に関しても、整理番号 23 番の案件と同じく、「既存施設の敷地面積の 2 分の 1 以内の拡張」に該当するものと思われます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、事前に現場を調査し、提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

以上です。

事務局の説明が終わりました。

現地調査は、4 番丹代委員、5 番佐藤委員が立ち会いました。

4 番丹代委員より、補足説明がありましたらお願いします。

議長

4 番丹代委員

整理番号 22 番について、この案件についても、3 月 2 日に現地を確認してきました。

今回の申請地は、市役所尾上支所から南へ約 900 メートルに位置する、新屋町集落内の農地です。

転用目的は車庫兼作業小屋の建築とのことで、現地では申請者ご本人に立ち会っていただくことができました。

他法令の許可などについても許可の見込みを得ております。

先ほど事務局の説明にもありましたが、本件は申請者から相談を受けた際に無断転用が判明し、指導を行った案件です。

本件の農地区分は第一種農地に該当し、一般基準も満たしております。

また、始末書が提出されていることなども考えると、追認許可もやむを得ないものと思われます。

以上です。

議長

それでは、議案第 110 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 110 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 110 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。

次に、議案第 111 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 111 号表題部読上げ後)

32 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 12 件、面積 38,507 平方メートルで、田 20 筆 22,626 平方メートル、畑 11 筆 15,881 平方メートルです。

34 ページをご覧ください。

今回の利用権設定は件数が 6 件、面積 21,561 平方メートルで、田 5 筆 5,941 平方メートル、畑 10 筆 15,620 平方メートルです。

それでは所有権移転の案件から説明いたします。

整理番号 146 番から 156 番までは、いずれの案件も譲受人の経営拡大による売買です。

整理番号 157 番は譲受人の耕作便利による売買です。

なお、整理番号 152 番は 39 ページ整理番号 90 番と関連する案件です。

続いて利用権設定の案件について説明いたします。

整理番号 125 番から 128 番は期間満了に伴う再設定による利用権設定です。

整理番号番 129 番と 130 番は農地中間管理事業による利用権設定です。

今回、申請のあった案件については「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議には、8 番小田桐委員、11 番齋藤委員が出席されましたが、両名とも本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。

齋藤主査

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号 146 番	総額	2,400,000 円	10 アール当たり	334,122 円
------------	----	-------------	-----------	-----------

整理番号 147 番	総額	700,000 円	10 アール当たり	394,144 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 148 番	総額	1,100,000 円	10 アール当たり	303,952 円
------------	----	-------------	-----------	-----------

整理番号 149 番	総額	300,000 円	10 アール当たり	63,225 円
------------	----	-----------	-----------	----------

整理番号 150 番	総額	3,312,000 円	10 アール当たり	284,806 円
------------	----	-------------	-----------	-----------

整理番号 151 番	総額	600,000 円	10 アール当たり	192,308 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 152 番	総額	400,000 円	10 アール当たり	215,170 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 153 番	総額	436,200 円	10 アール当たり	300,000 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 154 番	総額	120,000 円	10 アール当たり	427,047 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 155 番	総額	428,400 円	10 アール当たり	300,000 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 156 番	総額	475,200 円	10 アール当たり	400,000 円
------------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 157 番	総額	30,000 円	10 アール当たり	133,334 円
------------	----	----------	-----------	-----------

となっております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

それでは、議案第 111 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 111 号について、原案のとおり決定することにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 111 号を原案のとおり決定いたします。  
次に、報告 3 件を一括して、事務局から説明願います。

齋藤主査

(報告第 68 号表題部読上げ後)

36 ページをご覧ください。

平成 29 年 12 月から平成 30 年 2 月までの 3 カ月間の届出件数は 24 件で、面積 226,505 平方メートル、田 60 筆、畑 60 筆となっています。

(報告第 69 号表題部読上げ後)

39 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 9 件、面積 24,189 平方メートルで、田 12 筆 18,061 平方メートル、畑 1 筆 6,128 平方メートルとなっています。

整理番号 82 番 83 番は、借受人の都合による解約で、解約後は自作するとのことです。

整理番号 84 番は、貸付人の都合による解約で、解約後は自作するとの事です。

整理番号 85 番は、貸付人の都合による解約で、解約後は一部を自作し、一部を借受人へ貸付するとのことで、4 ページ整理番号 252 番と関連する案件です。

整理番号 86 から 89 番は、他者へ売買あるいは貸付するための解約で、来月以降申請予定です。

整理番号 90 番は、貸付人へ売買するための解約で、31 ページ整理番号 152 番と関連する案件です。

(報告第 70 号表題部読上げ後)

41 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 3 件、面積 47,081 平方メートルで、田 4 筆 14,059 平方メートル、畑 11 筆 33,022 平方メートルとなっています。

整理番号 57 番は、借受人の都合による解約で、解約後は自作するとの事です。

整理番号 58 番は、貸付人の都合による解約で、貸付人は経営移譲年金受給中です。

しかし、借受人が耕作不可能な状態となり、出荷名義等も貸付人へ変更するとのことで、実態に合わせるため解約に至りました。

整理番号 59 番は、他者へ貸付するための解約で、7 ページ整理番号



59 番と関連する案件です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。  
ご協力ありがとうございました。

[閉会 10 時 20 分]